

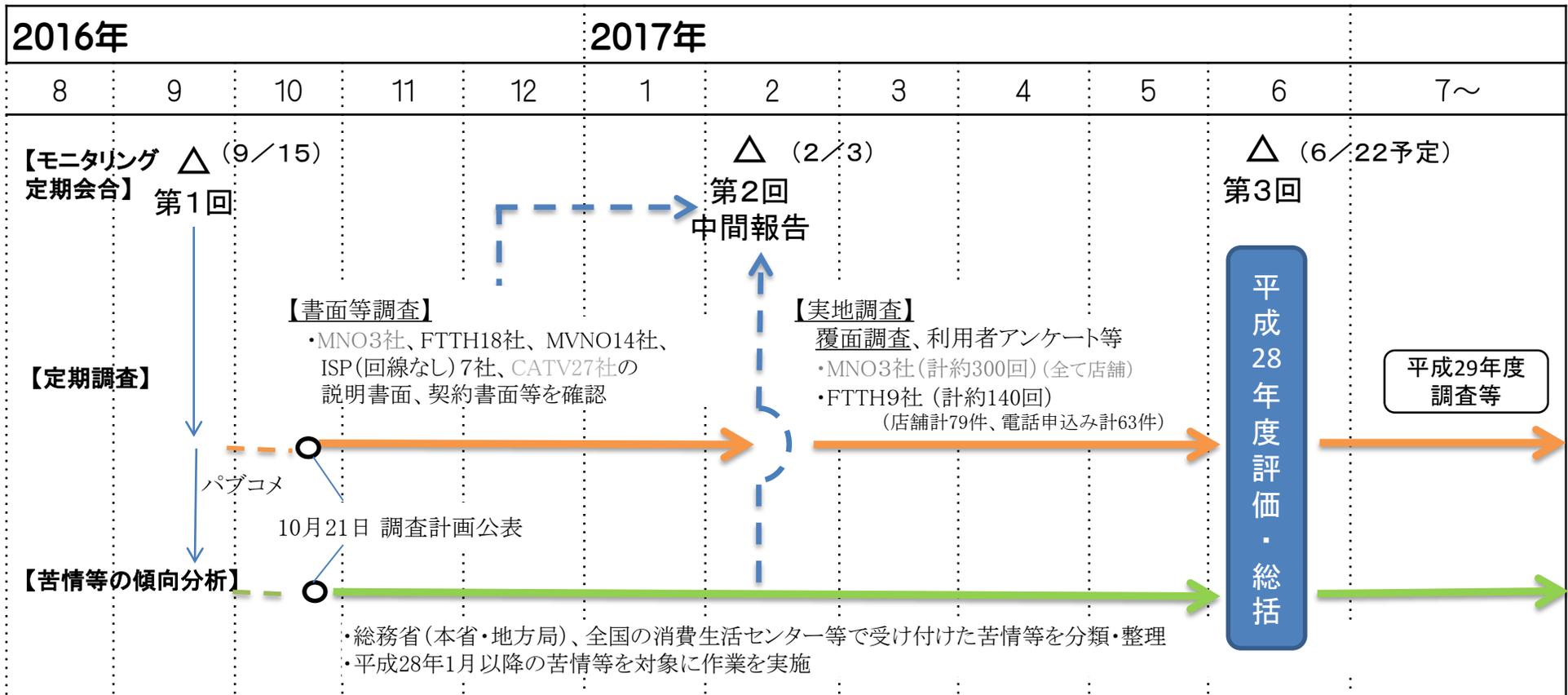
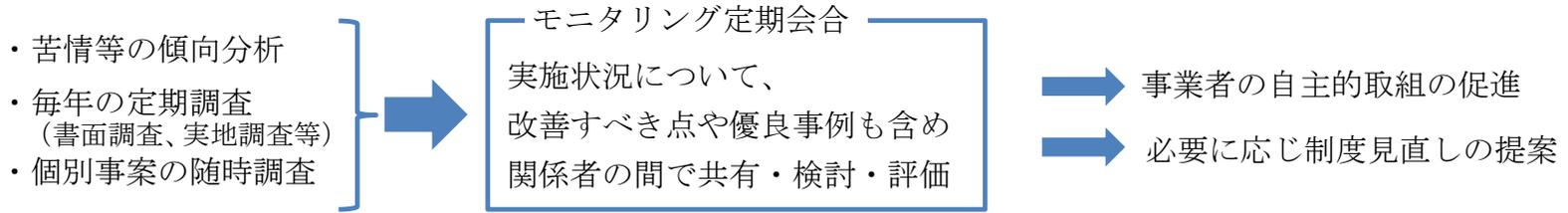
平成28年度消費者保護ルール実施状況のモニタリングの結果等

平成29年(2017年)7月

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 消費者行政第一課

消費者保護ルール実施状況のモニタリングについて

- 消費者保護ルールを充実・強化(※)する改正電気通信事業法が昨年5月21日に施行。
 ※説明義務の充実、書面交付義務、初期契約解除制度、不実告知等・勧誘継続行為の禁止、媒介等業務受託者に対する指導
- 改正後の法執行を適切に実施し、制度の実効性を確保するため、消費者保護ルールの実施状況のモニタリングを実施。
 総務省及び関係者の間で実施状況について共有・検討・評価する「モニタリング定期会合」を開催。



構成員・オブザーバー

● 構成員

主査	新美 育文	明治大学法学部教授
主査代理	森 亮二	弁護士
	石田 幸枝	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事
	長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
	北 俊一	株式会社野村総合研究所 プリンシパル
	黒坂 達也	総務省情報通信政策研究所コンサルティング・フェロー 慶應義塾大学大学院政策メディア研究科特任准教授
	市川 芳治	慶應義塾大学法科大学院・経済学部非常勤講師
	横田 明美	千葉大学法政経学部准教授

● オブザーバー

(独)国民生活センター

(一社)日本インターネットプロバイダー協会

(一社)電気通信事業者協会

(一社)テレコムサービス協会

(一社)日本ケーブルテレビ連盟

(一社)全国携帯電話販売代理店協会

「消費者保護ルールの実施状況に関する定期調査平成28年度調査計画」(平成28年10月21日策定・公表)に基づき、次の対象・方法により、調査・分析等を実施した。

1. 苦情等傾向分析

- 総務省及び全国の消費生活センター等で受け付けた電気通信サービスに係る苦情相談の総件数を把握するほか、その内容の記録を総務省において設定した独自の分類項目により分類・整理。
- 具体的には、サービス種類(MNOかFTTHか等)、発生チャネル(店舗か電話勧誘か等)、発生要因(通信料金・割引の説明不足かどうか等)、発生時期(契約初期かどうか等)などの項目を設定。

2. 定期調査(計55社の電気通信事業者が対象)(※1)

		MNO (※2)	FTTH	MVNO	CATV	分離型ISP (回線なし)
書面等調査(中間報告で主な結果を取りまとめ済み) 契約前の説明、書面交付、代理店指導等措置など消費者保護ルールに関連する業務の運用方法や書面記載状況について、各調査対象事業者から書面回答を得て検証		3社	18社	15社	27社	7社
うち、詳細な対面ヒアリングまで実施		○	○			
実地調査	覆面調査 調査員が利用者に扮して説明・応対を受け、販売現場の実態を確認	3社 (各社約100回、計約300回)	9社 (各社3~52回、計約140回)			
	利用者アンケート 改正法施行後に対象事業者・サービスの新規契約をした利用者に対してウェブアンケートにより契約前の説明の状況、現在の理解の状況等を質問	3社 (各社700名、計2100名)	9社 (各社70~116名、計900名)			

※1: サービス種類間で重複があるため各サービス種類の単純合計とはならない

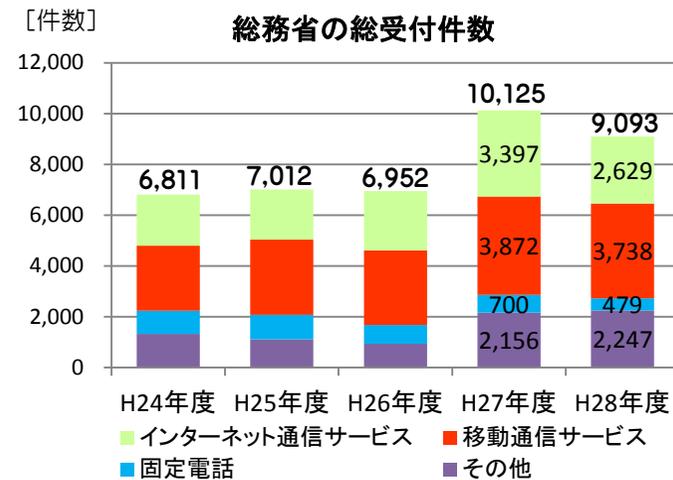
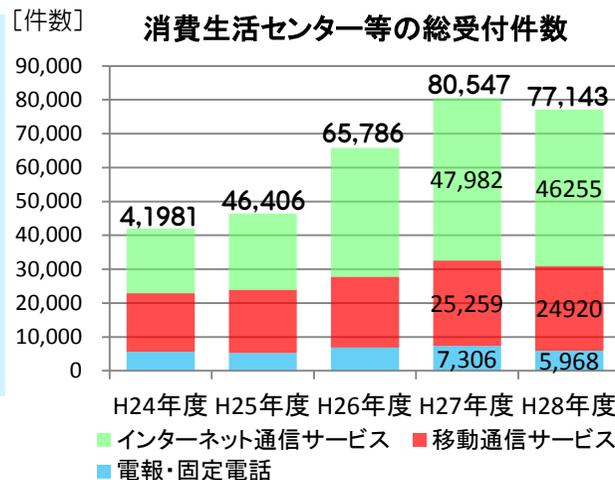
※2: 全国展開しているMNO4社のうち最も小規模な1社は、その規模、販売実態等に鑑み、便宜上MVNOに係る結果の中で記載することとした。

【苦情相談件数の推移】

◎ 苦情相談件数は近年右肩上がり
増加していたが、
H28年度はH27年度と比較して総計で
4.9%減少。

- ・インターネット通信サービス(固定系)*1
: 4.9%減少
- ・移动通信サービス*2
: 1.6%減少

*1: FTTHサービス、ISPサービス、
ケーブルテレビインターネット等
*2: MNOサービス、MVNOサービス等



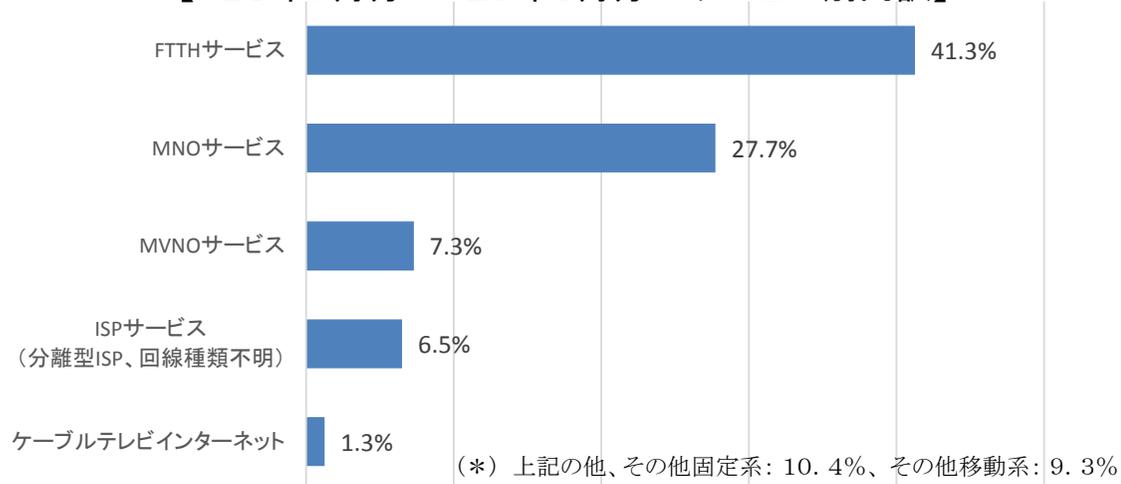
▶ 今回、苦情分析として昨年(H28年)1月～本年(H29年)3月分について、サービス別の分類・整理等を実施。
[H27年度第4四半期分及びH28年度分]

直近の本年1～3月分は、昨年1～3月分と比較して、
[H28年度第4四半期分] [H27年度第4四半期分]

- ① FTTHサービスは6%増加
→ 昨年度1年間で見ると一定程度減少していると考えられるが、直近では増加。
- ② ISPサービスは35%減少
- ③ MNOサービスは14%減少
→ 直近では相当程度減少。
- ④ MVNOサービスは70%増加

▶ 苦情の状況は各事業者・事業者団体に伝達し、注意喚起

【H28年7月分～H29年3月分のサービス別内訳】



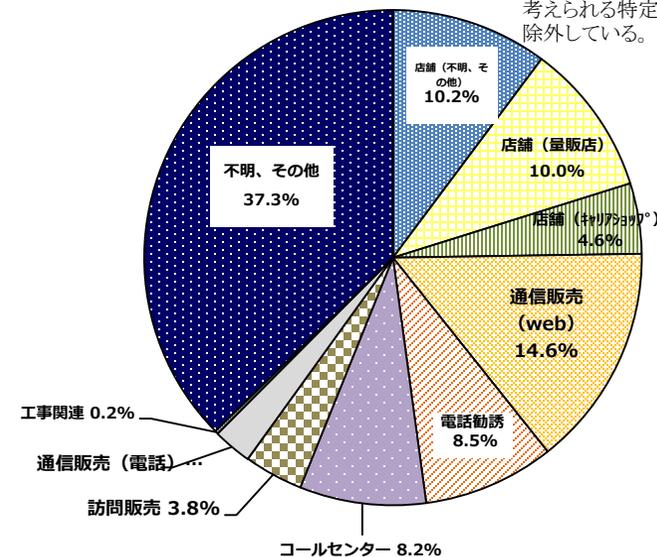
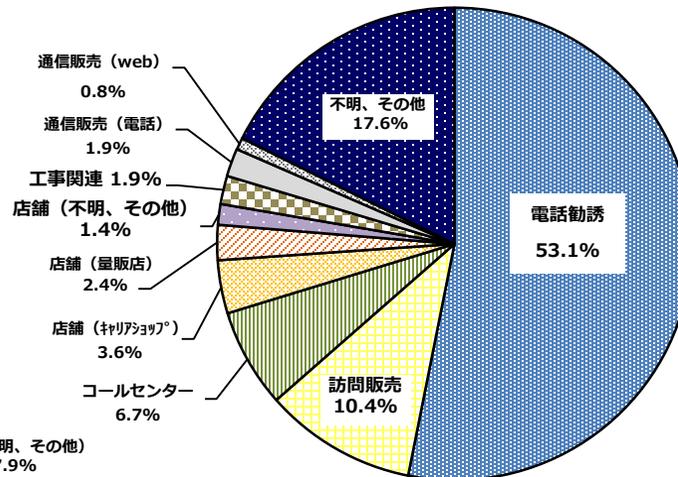
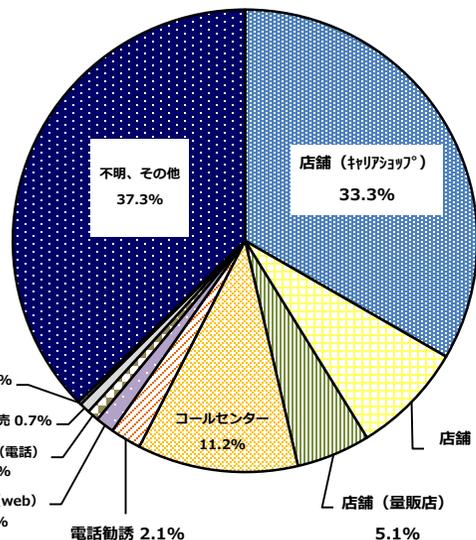
(1) 苦情相談の要因となった販路又は応対場所等について

(MNOサービス)

(FTTHサービス)

(MVNOサービス)

(※) 分析に影響を与えると考えられる特定1社分を除外している。



(2) 主な苦情の内容(例)

(MNOサービス)

1. 通信料金等の説明不足に起因するもの
例) 勧められてタブレットを購入したが通信料金が思ったより高くなることに気付いた。解約したい。
2. 申告者の認識との不一致に起因するもの
例) 誤操作でデータ通信をしてしまい費用の請求を受けた。
3. 誤案内・案内不足に起因するもの
例) 勧められてオプションを付けたが、料金等について十分説明がなかった。
4. 契約者ニーズとの不一致に起因するもの
例) 勧められて最新型スマートフォンを購入したが使いこなせなかった。

(FTTHサービス)

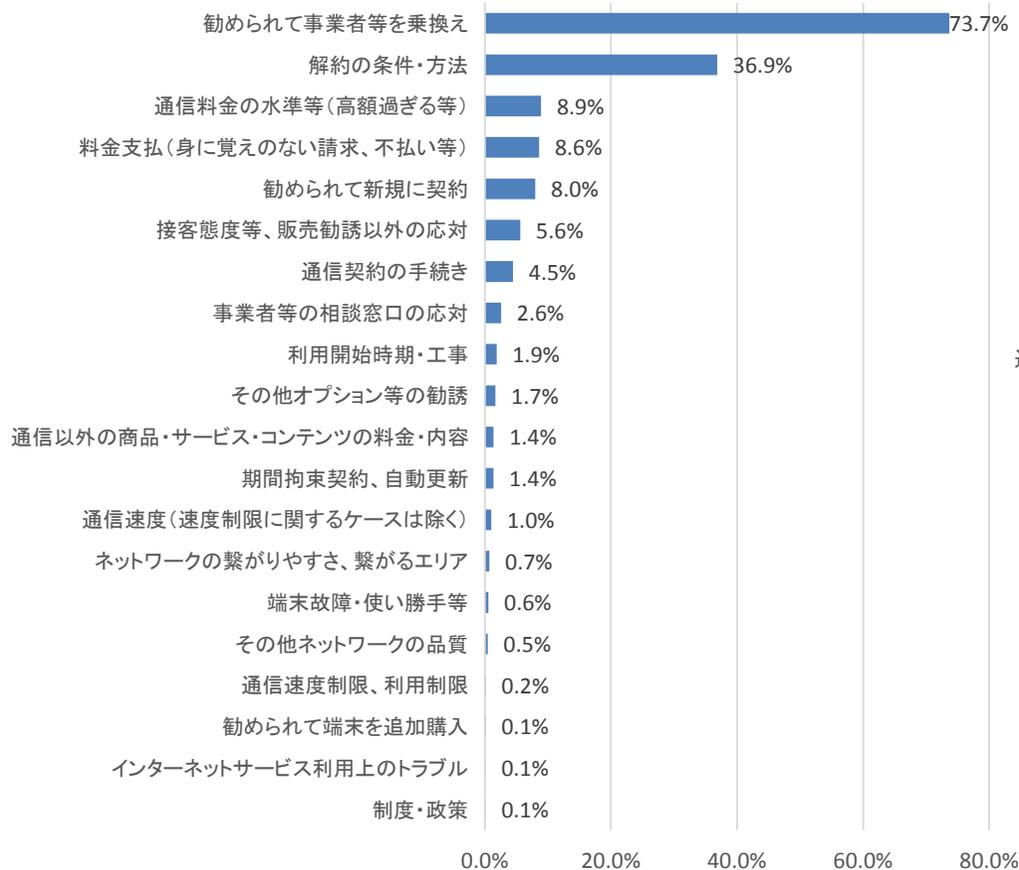
1. 事業者の信用度への不安に起因するもの
例) 大手通信事業者を名乗る代理店から不審な電話勧誘を受けたが、大丈夫か。
2. 契約先事業者についての説明不足に起因するもの
例) 電話勧誘を受け、大手事業者と思って契約したが違っていた。
3. 通信料金等の説明不足に起因するもの
例) 今より安くなると言われて契約したが実際には高くなった。
4. 申告者の認識との不一致に起因するもの
例) 現在の光卸サービスを解約し、元の事業者に戻りたい。

(MVNOサービス)

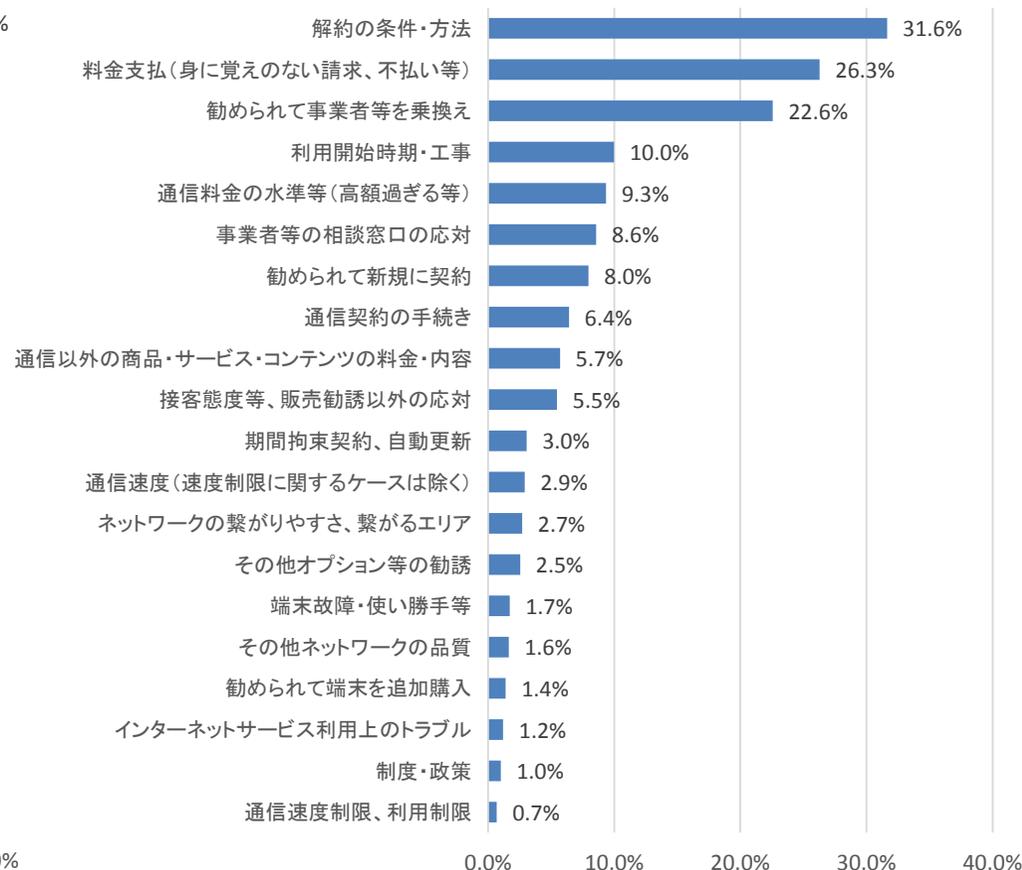
1. 申告者の認識・ニーズとの不一致に起因するもの
例) 機器が故障したので修理を依頼したが保証外と言われた。
・ 手持ちの端末でSIMカードが利用できなかった。
・ 通信速度が遅く使いづらい。
2. 解約条件等の説明不足に起因するもの
例) 違約金がかかるとは知らなかった。
3. 事業者の信用度への不安に起因するもの
例) 割引適用漏れ等の手続きミスがあるなど対応が悪く、事業者を信用できない。
4. 通信料金等の説明不足に起因するもの
例) 今(固定回線)より安くなると言われて契約したが思ったより高かった。

- 電話勧誘・訪問販売を発生元とする苦情相談では勧誘を受けて事業者等乗り換えることに関する内容が大半を占める。
(中間結果と同傾向)
- その他店舗、コールセンター等を発生元とする苦情相談では、解約の条件・方法や料金支払に関する内容が大半を占める。

電話勧誘・訪問販売



その他店舗、コールセンター等



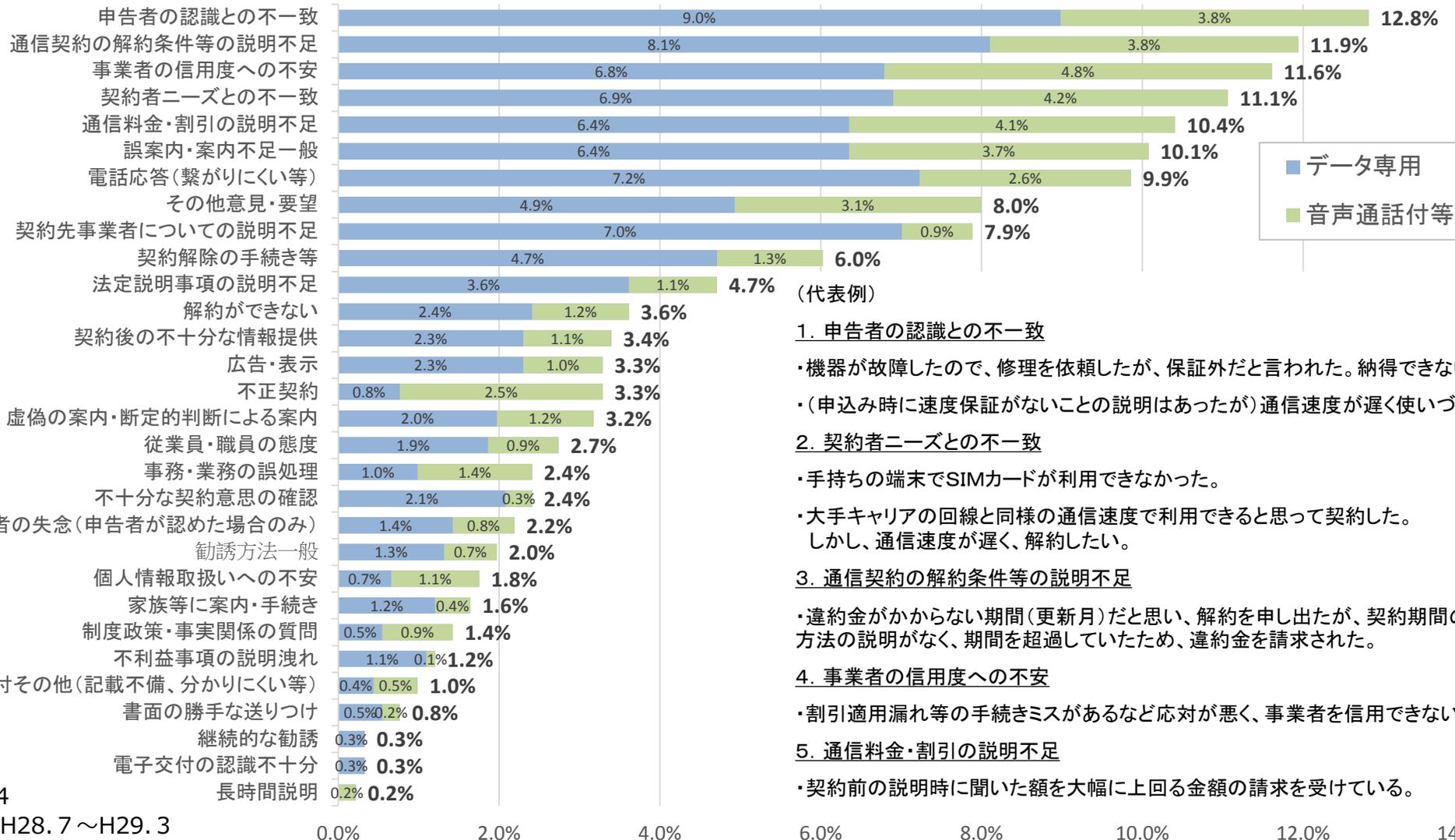
N=4,397 期間：H28.7～H29.3

N=2,526 期間：H28.7～H29.3

※複数選択のため、合計は必ずしも100%にならない。不明やその他はグラフから除外している。

発生要因（申告内容からの推測）【MVNO】

○ 通信速度や端末の利用等に関して申告者の認識との不一致や申告者ニーズと不一致が生じたことに起因するものが最も多く、次いで、解約条件等の説明不足に起因するもの、及び手続きミス等で事業者への信用が失われたと考えられることに起因するものが多い。なお、こうした発生要因は、データ通信専用サービスとそれ以外（音声通話付等）いずれの類型にもみられる。



（代表例）

1. 申告者の認識との不一致

- ・機器が故障したので、修理を依頼したが、保証外だと言われた。納得できない。
- ・（申込み時に速度保証がないことの説明はあったが）通信速度が遅く使いづらい。

2. 契約者ニーズとの不一致

- ・手持ちの端末でSIMカードが利用できなかった。
- ・大手キャリアの回線と同様の通信速度で利用できると思って契約した。しかし、通信速度が遅く、解約したい。

3. 通信契約の解約条件等の説明不足

- ・違約金がかからない期間（更新月）だと思い、解約を申し出たが、契約期間の起算方法の説明がなく、期間を超過していたため、違約金を請求された。

4. 事業者の信用度への不安

- ・割引適用漏れ等の手続きミスがあるなど対応が悪く、事業者を信用できない。

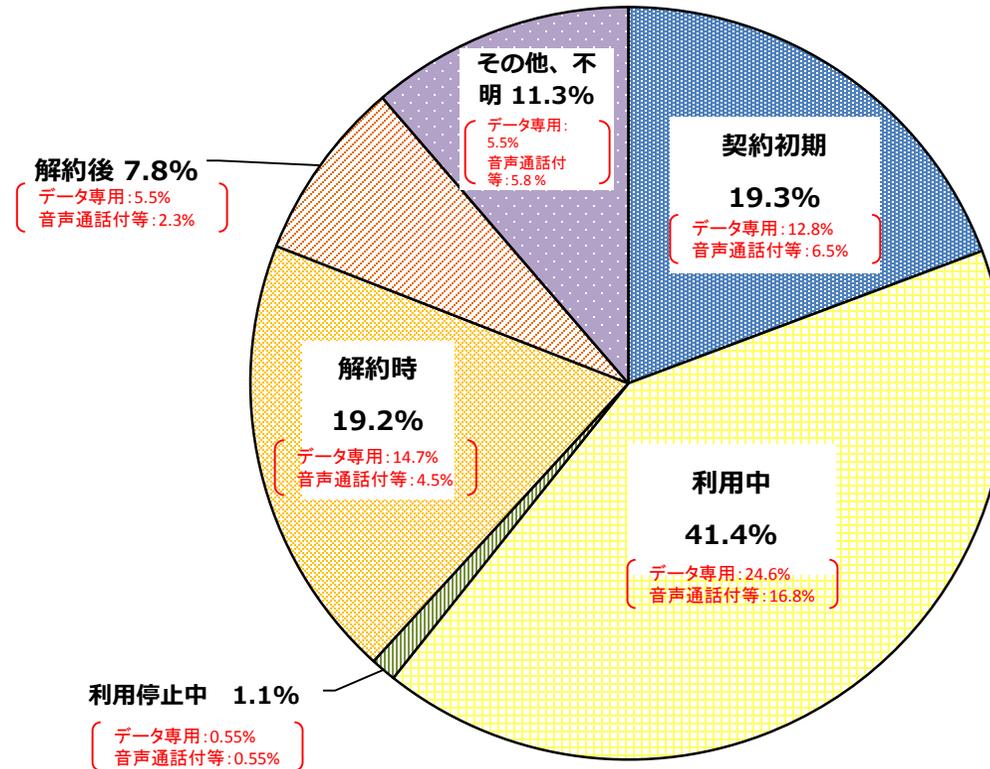
5. 通信料金・割引の説明不足

- ・契約前の説明時に聞いた額を大幅に上回る金額の請求を受けている。

N=914
期間：H28.7～H29.3

※複数選択のため、合計は必ずしも100%にならない。「その他意見・要望」と「契約解除の手続き等」は、単一選択の場合のみ計上。不明やその他はグラフから除外している。代表例は、総務省が受け付けた苦情相談記録に基づく。

- MNOサービス同様に、契約初期よりも利用中に生じた苦情等が多い。
- 解約時に生じた苦情等も一定数存在。



N=914

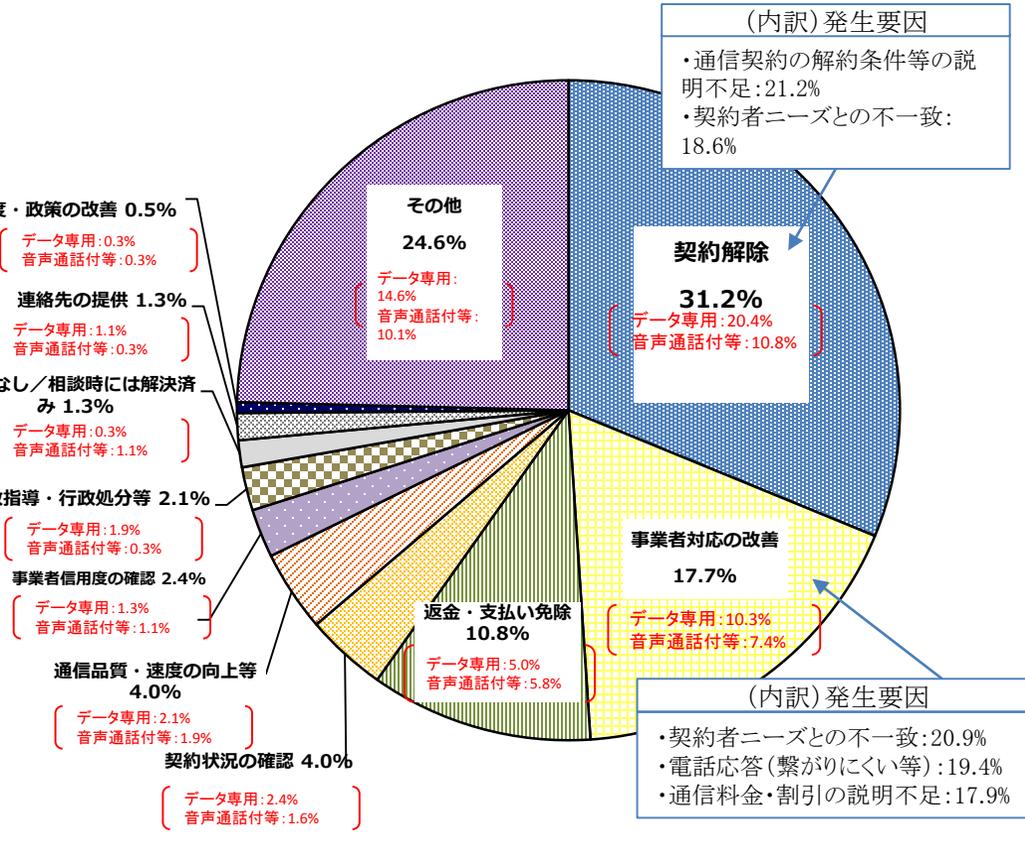
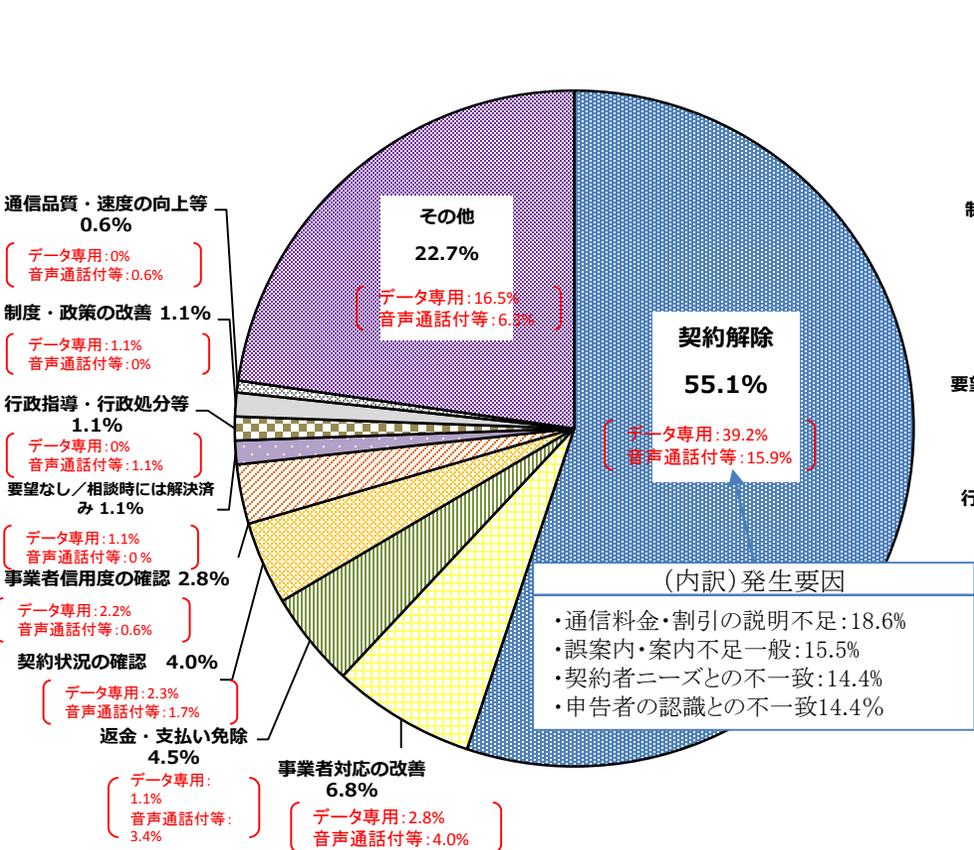
期間：H28.7～H29.3

要望内容(利用中・契約初期の内訳)【MVNO】

- 契約後利用中の苦情等は、契約初期の苦情等に比べ、契約解除を求めるものが少なく、事業者対応の改善を求める内容が多い。
 - 利用中、契約初期いずれの中でも契約解除を求める比率が最も高い。
 - MVNO全体の苦情相談の中で、契約初期に契約解除を求める比率は10.6%(*1)。ただし、音声通話付等に限ると3.1%(*2)。
- *1 前頁で示した契約初期の比率19.3%×本頁の契約初期内訳で示す契約解除の比率55.1%
 *2 前頁で示した契約初期の比率19.3%×本頁の契約初期内訳で示す音声通話付等の契約解除の比率15.9%

契約初期の内訳(要望内容)

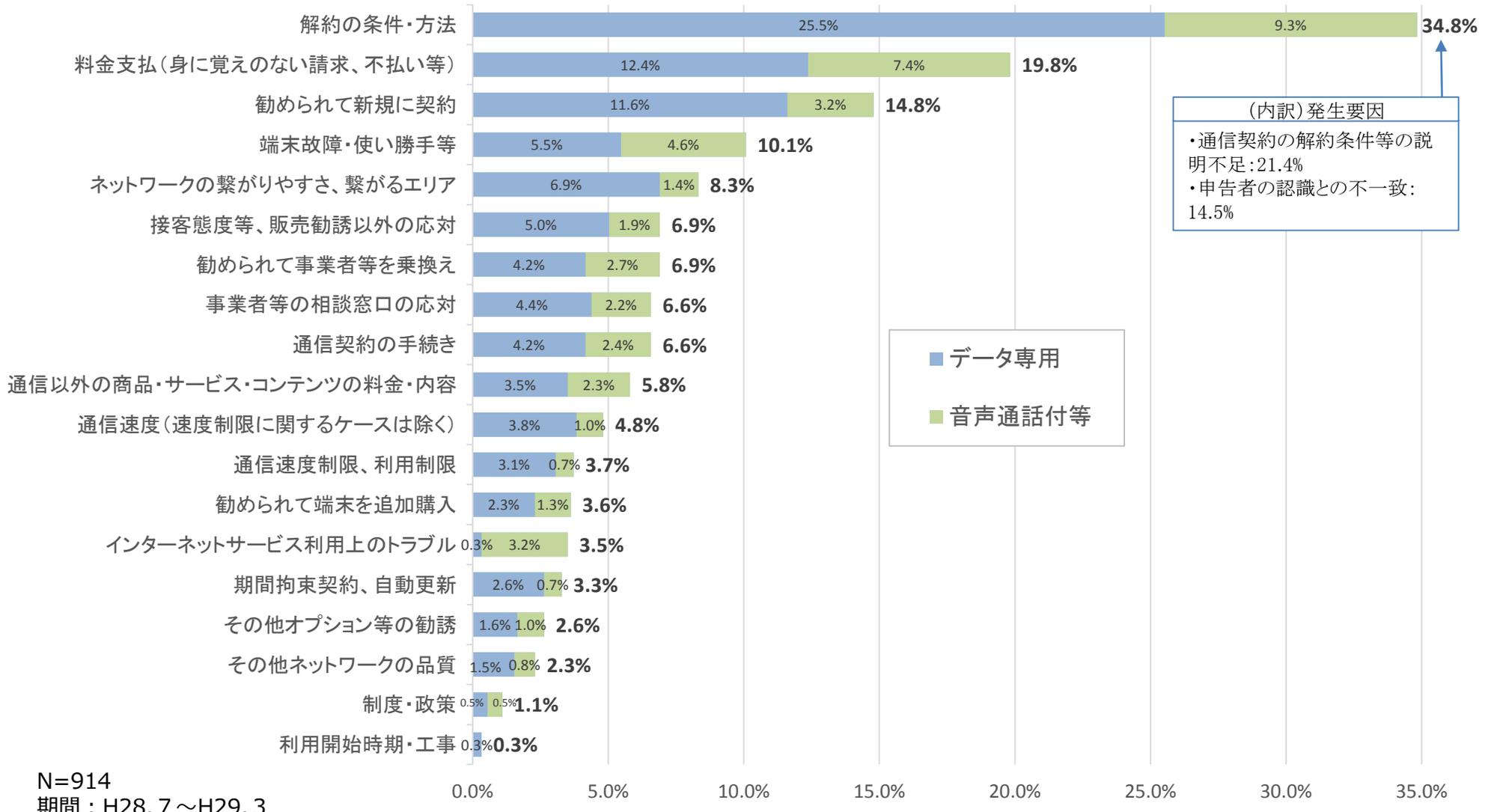
利用中の内訳(要望内容)



N=176
期間: H28.7~H29.3

N=378
期間: H28.7~H29.3

○ 解約の条件・方法や料金支払いに関する内容の苦情等が多い。



(内訳) 発生要因

- ・通信契約の解約条件等の説明不足: 21.4%
- ・申告者の認識との不一致: 14.5%

■ データ専用
■ 音声通話付等

N=914
期間: H28.7~H29.3

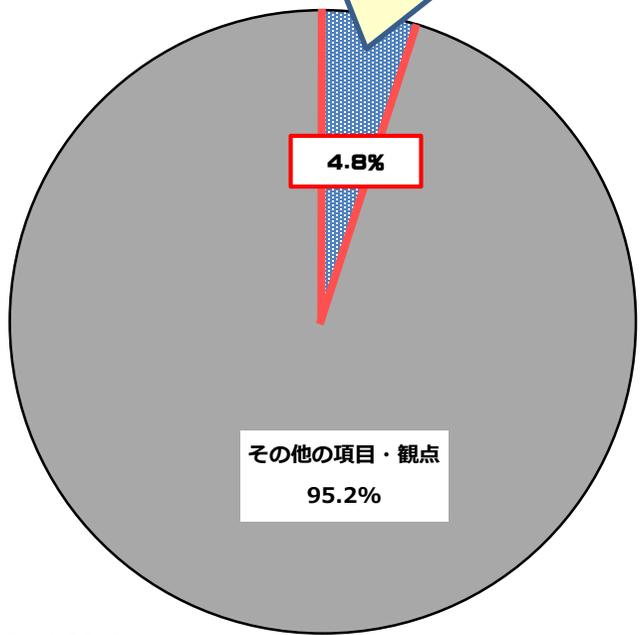
※複数選択のため、合計は必ずしも100%にならない。不明やその他はグラフから除外している。

○ 通信速度等に関する4つの項目・観点のいずれかに当てはまる苦情等の比率をMNOとMVNOで比較すると、MVNOにおけるそのような苦情等が、MNOに比べ約3.6倍の比率で生じている。

<項目・観点到める割合※>

MNO

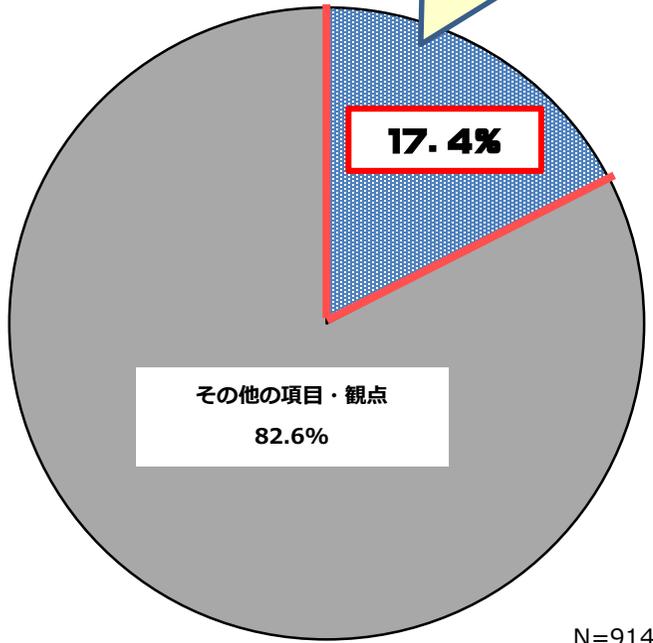
通信速度等に関する項目・観点
 ・ネットワークの繋がりやすさ、繋がるエリア、
 ・通信速度制限、利用制限、
 ・通信速度(速度制限に関するケースは除く)
 ・その他ネットワークの品質



N=4,657
 期間：H28.7～H29.3

MVNO

通信速度等に関する項目・観点
 ・ネットワークの繋がりやすさ、繋がるエリア、
 ・通信速度制限、利用制限、
 ・通信速度(速度制限に関するケースは除く)
 ・その他ネットワークの品質



N=914
 期間：H28.7～H29.3

※複数選択のため、合計数は100%とならないが、合計数のうち「ネットワークの繋がりやすさ」、「繋がるエリア通信速度制限」、「利用制限通信速度(速度制限に関するケースは除く)」、「その他ネットワークの品質」のいずれかが選択された苦情・相談件数の割合を出している。

法令遵守状況について(書面記載状況の確認及び実地調査の主な結果)**(1) 説明書面・契約書面の記載状況の確認結果**

【MNO】対象3社のうち全社で、法令上の明確な問題は認められなかった。

【FTTH】対象18社のうち12社で、記載不備等があることが判明し、総務省から改善指導した。
(いずれも改善されたことを確認済み。)

【MVNO】対象15社のうち12社で、記載不備等があることが判明し、総務省から改善指導した。
(いずれも既に改善され、又は改善予定(1社のみ)であることを確認済み。)

【CATVサービス】対象27社のうち全社で、記載不備等があることが判明し、総務省から改善指導した。
(いずれも既に改善され、又は改善予定(1社のみ)であることを確認済み。)

【分離型ISPサービス】分離型ISPサービスについて、対象7社のうち6社で記載不備等があることが判明し、総務省から改善指導した。
(いずれも既に改善されたことを確認済み。)

(2) 実地調査の主な結果 (MNO: 3社、FTTH: 9社)

法令等で定められた事項に関する具体的な説明状況等(※1)の実態を、販売現場(店舗又は電話申込窓口)に対する覆面調査により確認した(併せて利用者に対するウェブアンケートも実施)ところ、特に実施の状況が全体的に悪いと判明した事項は次のとおり(※2)。

※1: 消費者保護ルール(説明義務)では口頭で説明することが原則のため口頭説明の有無を確認した。(口頭説明の省略が許容される場合もあるが、本調査では基本的に想定されない。)

※2: 【MNO】基本的に特定の事業者や特定の大手代理店に良い結果又は悪い結果が偏在していることはなく、調査全体を通じて下記の傾向がみられた。各数値は全事業者の平均値である。

【FTTH】個別の事業者・項目によっては良好な結果であったものもあるが、全体としてみれば、特定の事業者等に良い結果又は悪い結果が偏在していることはない。

※3: 下記①～⑧の各項目のうち①、③後段等の一部は消費者保護ルールガイドラインに明記されていないが、当然に実施が求められると考えられる事項である。

(①は「ICTサービス安心・安全研究会 利用者視点からのサービス検証タスクフォース」の検討結果(平成27年7月)においても実施が必要と指摘されている)

※4: 【MNO】販売員から説明を受け、契約締結の署名(サイン)を求められたとき(直前)にサインをせずに手続きを中断する方法により調査した。

【FTTH】説明を受け契約を締結(又は申込みを完了)した後に契約を解除する(又は申し込みを取り消す)方法により調査した。

【MNO・FTTH】

- ① 料金プランについて、期間拘束・自動更新付き以外の選択肢の紹介が全くなかった例：(MNO)68%、(FTTH)80%(店舗:74%、電話88%)
(当初から縛りないプラン及び契約2年後から縛りなしのプランのいずれも紹介されなかった比率)
 cf: (MNO) 利用実態等に応じたデータ通信容量の料金プランが紹介された例が90%。複数のデータ通信容量の料金プラン紹介があった例が74%
- ② 期間拘束・自動更新の仕組みが適切に説明されなかった例：(MNO)66%、(FTTH)50% (店舗45%、電話57%)
(解約料なしに解約可能な契約更新期間又は自動更新される旨のいずれかの説明がなかった比率)
 (参考)利用者アンケートでも、自分の契約が更新される時期について十分知らない旨の回答が(MNO)52%、(FTTH)58% (更新月の存在は知っているが具体的な時期は知らない旨の回答を含む)
- ③ 解約時の費用について、個別の解約費用の十分な説明がなかった例：(MNO)51%、(FTTH)29%(店舗:33%、電話24%)
特に、解約月に基本料金が日割り計算されるか否かの説明がなかった例：(MNO)76%
- ④ 確認措置(※)や初期契約解除制度について適切に説明されなかった例：(MNO)79%、(FTTH)67%(店舗:65%、電話70%)
(参考)利用者アンケートでも、確認措置や初期契約解除制度について全く知らないという回答が、(MNO)52%、(FTTH)60%
 (※) 携帯電話サービス等について、初期契約解除制度に代えて、電波状況が不十分な場合、説明が不十分であった場合等に端末も含めて解約できる代替的措置

【MNO】

- ⑤ 端末の追加購入を勧められたケース(24%)において、通信料金が追加で発生することの説明がなかった例:29%
- ⑥ データ通信容量の上限を超えた場合の制限について説明がなかった例:46%
- ⑦ 実際に使用する者が申込者自身であるかどうかの確認がなかった例:43%
(確認がない場合、使用者が青少年であった場合に求められるフィルタリングサービスの説明が適切に履行できないと考えられる)

※その他、適合性原則に基づき追加で求められる説明等の対応、オプションサービス・オプション商品の勧誘等についても、必ずしも適切とは言えない例がみられた。

【FTTH】

- ⑧ 事業者・代理店の連絡先について説明又は紹介がなかった例:23% (店舗:18%、電話30%)
- ⑨ 通信速度について適切な説明がなかった例:71%(店舗:60%、電話86%)
(通信速度が保証されないこと又は別途契約するプロバイダにより速度が異なる旨の説明がなかった例)

運用面の改善事項について

(1) 実地調査関係

◎ 各調査対象事業者において、特に実施状況の悪い事項その他の実地調査結果を踏まえた履行の徹底(代理店指導等措置の必要な見直しを含む)が必要。

(⇒ 本会合後、あらためて総務省から各事業者に改善指導を実施。)

(2) 確認措置関係

確認措置の運用状況を検証したところ、(株)NTTドコモにおいて、契約書面の記載に基づき申し出る旨の表明がなければ確認措置を適用しないこととするなど、不適切な運用が認められた。

◎ (株)NTTドコモについては、次のとおり抜本的な改善が必要。

①電波の状況不十分又は説明不十分もしくは書面不備を理由とする利用者の8日間以内の解約の意思の表示について、契約書面の記載への言及がなくとも、確認措置の申出として取り扱うこととすること。

②そのほか、契約初期に契約解除を求める苦情等の状況に比して確認措置により契約解除に応じた数が著しく少ないことを踏まえ、そうなるに至った原因を検証・究明し、利用者視点に立った対応がされることとなるよう、運用方針を見直し改善すること(過去に確認措置の適用対象の契約を締結した後に説明不足等を訴えたとする利用者からの申告が同社にあった場合についても対応必要)。

(⇒ 本会合後、あらためて総務省から当該事業者に改善指導を実施。)

(3) 中間報告時指摘の改善・検討事項関係

【MNO(3社)】いずれの事項も各社実施済み、又は実施予定となっている。

【FTTH(18社)】概ね措置を実施済み又は実施予定となっており、項目によっては、一部で措置の具体的時期又はその内容を検討中とする事業者が存在するが、いずれも実施する方向で検討するとしている。

指摘事項

【MNO・FTTH】

➤ 総支払額(合計金額)の明示・交付

総支払額(合計金額)の見込みも明示し、これを記載した説明書面等を交付する運用を基本とするよう検討すべき。

➤ 料金の請求情報に関する通知

電子メール(SMSを含む)での利用者への連絡が可能な場合は、デフォルトで(利用者が不要としない限り)、請求額が確定した時に利用者に電子メールでの通知を行う運用を基本とするよう検討すべき。

【MNO】

➤ 解約時の諸費用の一括での明示・交付

解約時に請求される諸費用の見込みを一括して明示し、これを記載した説明書面等を交付する運用を基本とするよう検討すべき。

➤ オプションサービスの無料期間終了前の通知

当初無料期間が設定されているオプションサービスについて、無料期間の終了を適切なタイミングで知らせるための事前通知を行う運用を基本とするよう検討すべき。

➤ 契約書面の様式の適正化

(オプションサービスの一覧性が確保されていないなど)契約書面の記載が必ずしもガイドラインに適合しないとされた事業者(1社のみ)においては、速やかに改善に向けた作業を開始すべき。

【FTTH】

➤ 「転用」に係る不利益の説明

「転用」による事業者の乗換えに係る説明においては、元サービスへの復帰に際して、「電話番号が変更となる」、「費用がかかる」といった不利益が発生する可能性があることを、利用者に適切に伝えるよう検討すべき。等

➤ 電話勧誘における説明

ア 契約先事業者に関する説明等

光卸サービスについては、NTT東西が契約先事業者となるのではなく、光卸サービス提供事業者が契約先事業者となる旨、また、NTT東西からの連絡であるとの誤解やNTT東西のサービスメニュー変更等との誤解を招かないよう改めて説明を徹底すべき。※訪問販売も同様。

また、(電話(口頭)で利用者から契約の申込み又は承諾を受ける際は、そもそも一般的に、契約内容が適切に説明され、かつ、利用者の申込み又は承諾の意思が明確に表示されていることが前提になると考えられるものであるが、)利用者に対して、電話(口頭)での申込み又は承諾となる旨の説明を徹底すべき。

イ 説明内容の後確認

代理店による電話勧誘により新規の契約を結ぶ場合は、契約意思を再確認するため、電気通信事業者自らの責任による後確認の実施を基本とするよう検討すべき。また既に、自らによる後確認を実施している電気通信事業者も改めてこれを徹底すべき。

➤ 代理店に対する監督措置の実施の方法

電話勧誘に係る苦情割合が高いことを踏まえ、電気通信事業者は、代理店業務の実施状況を定期的に確認するため、代理店における電話勧誘通話記録の定期的なサンプル調査を実施し、業務改善に活かす仕組みとするよう検討すべき。

(一社)全国携帯電話販売代理店協会から提示された改善策について

全国携帯電話販売代理店協会からは、第2回会合において、キャリアショップでの説明・応対の方法について、独自の苦情分析の結果も踏まえ次の4項目の改善策を検討していくとの説明があった。現在、検討が進められているところ、引き続き、関係事業者が当該検討に積極的に協力していくとともに、行政も必要に応じて助言等を行っていくことが適当である。

- ・説明前の問診表の導入(高齢者以外の利用者が問診票において口頭説明不要とする説明事項にチェック)
- ・契約前の料金シミュレーション(契約の概要及び料金の仕組みと総額を一覧で把握できる1～2枚の書面を契約前に交付)
- ・高齢者対応の見直し
(高齢者の年齢基準を引き上げるとともに、基準見直し後の高齢者に対しては、契約意思の確認を強化)
- ・録音による対応品質の向上(接客カウンターでの録音の実施、研修教材として活用等)

制度面における対応

指摘事項の継続的な実施及び調査対象外事業者による実施等の観点から、消費者保護ルールガイドラインにおいて、基本的に実施が適切である事項等として、次の点を明記することが適当。

- ・総支払額(合計金額)の明示・交付
- ・料金の請求情報に関する通知
- ・総支払額(合計金額)の明示・交付
- ・解約時の諸費用の一括での明示・交付
- ・オプションサービスの無料期間終了前の通知
- ・「転用」に係る不利益の説明
- ・電話勧誘における電話(口頭)での申込み又は承諾となる旨の説明
- ・代理店による電話勧誘で新規契約をする際の説明内容の後確認
- ・代理店における電話勧誘通話記録の定期的なサンプル調査

※ この他、i)期間拘束・自動更新付き以外の選択肢の紹介等、ii)解約月に基本料金が日割り計算にならない場合のその旨の説明及び iii)利用者が一部の説明事項について口頭説明不要である旨を意思表示した場合の取り扱い(適合性原則の例示) について追記。

優良な点について

(1) 運用面の優良事例

【MNO】 ① 動画による事前説明 ② 簡易な帳票の交付 ③ 販売員に対する毎日のテスト

- 【FTTH】 ① 利用者との対応における特記事項について履歴を残し、再度の対応においては、当該履歴を基に個々の利用者に合わせた対応。
- ② 代理店が電話勧誘を行うにあたり、まず電話で利用者の関心度合いを見た上で、関心を持った利用者に対し説明書面を郵送して(又はダウンロードさせて)、日をおいて、再度、説明書面を手元に置いた状態で電話説明を行う。
- ③ 初期契約解除に関し、書面のほか、電話やファクシミリによる方法も書面に記載し解除申出を受付。 等

(2) 販売現場での説明・対応の実態

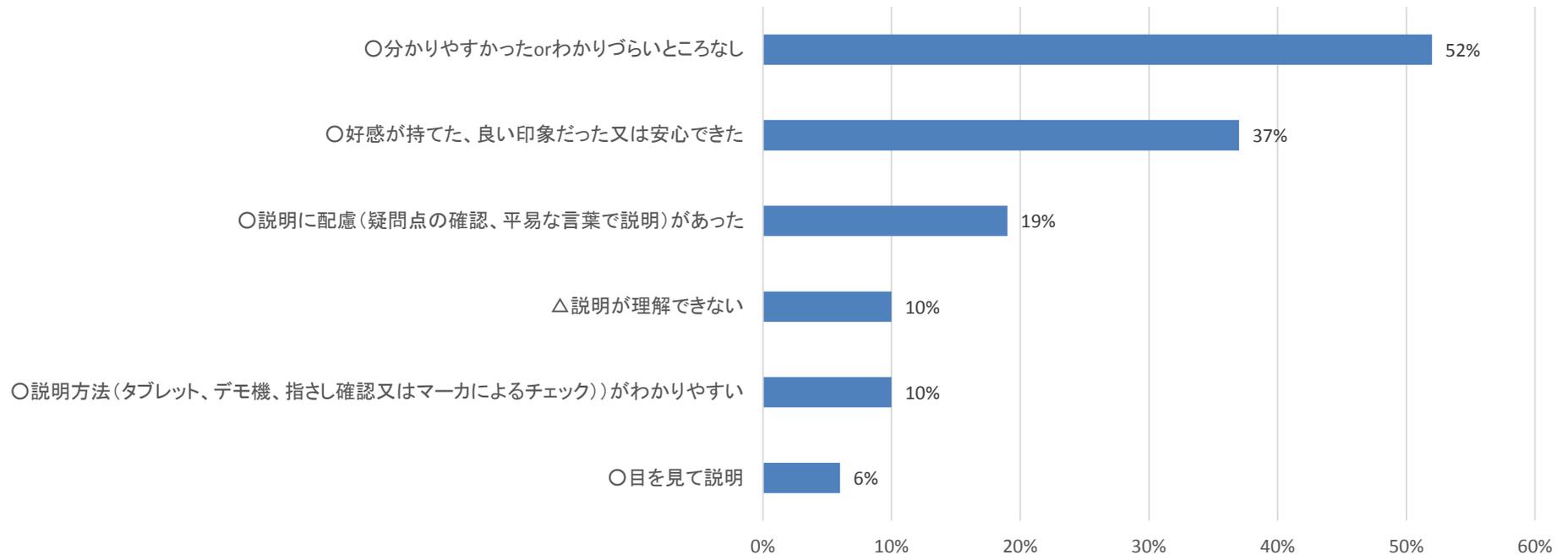
覆面調査では、説明が分かりやすかった、対応態度に好感が持てた等の肯定的なコメント(調査員の自由記述)が付された例が約4～5割(MNO)、約4～6割(FTTH)。

また、利用者アンケートでも対応態度がとても親切又は親切だったという回答が約半数(MNO)、約4割(FTTH)。

覆面調査：調査員による自由記述内容の傾向

◎ 分かりやすかった又は分かりづらいところはなかった旨の自由記述が付された調査例が約半数を占め、好感が持てた、良い印象だった又は安心できた旨の記述が付された例も37%あった。

○：肯定的記述、△：肯定的ではない記述



N=100(142件の調査例のうち100件を無作為抽出して分類)

複数選択のため、合計は100%にならない。

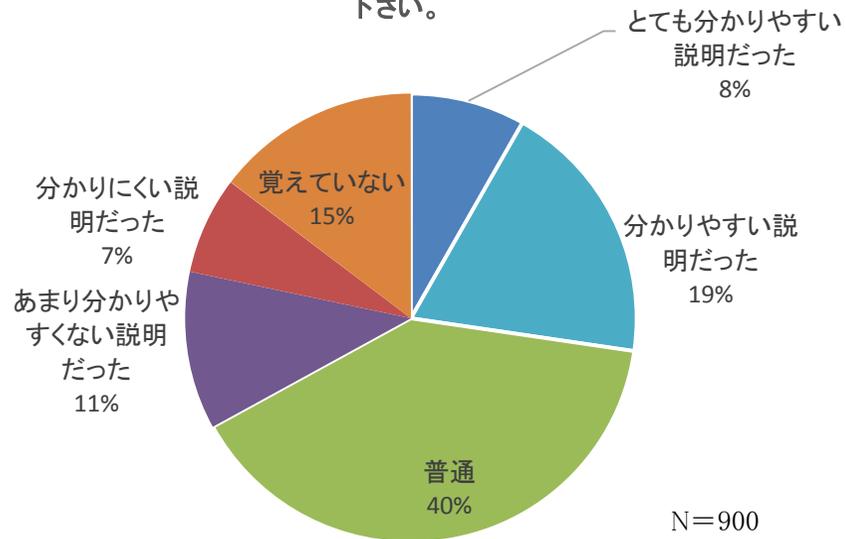
次の3欄を設けて調査員に記入を求めた：

- ①接客や説明で良かったと思う点
- ②分かりにくかった点や、説明が漏れていたり間違っていたのではないかとと思われる点
- ③説明の分かりやすさという観点から気づいた点

利用者アンケート:説明全体の分かりやすさ

◎ 説明がとても分かりやすい又は分かりやすいとの回答が約3割(27%)あり、説明が分かりにくい又はあまり分かりや
すくないという回答(18%)を上回ったが、電話勧誘販売・訪問販売で契約した回答者に限ると、分かりにくい又はあ
まり分かりやすくないという回答の方が多(とても分かりやすい又は分かりやすいが17.8%に対し分かりにくい又はあまり分かりやすくないが
23.6%)。

説明全体の分かりやすさについて最も当てはまるものを選んで
下さい。



	電話勧誘又は訪問販売	それ以外
とても分かりやすい説明だった	2.1%	9.9%
分かりやすい説明だった	15.7%	20.0%
普通	45.0%	38.2%
あまり分かりやすくない説明だった	14.7%	10.4%
分かりにくい説明だった	8.9%	6.5%
覚えていない	13.6%	15.0%
N	191	709

構成員限り

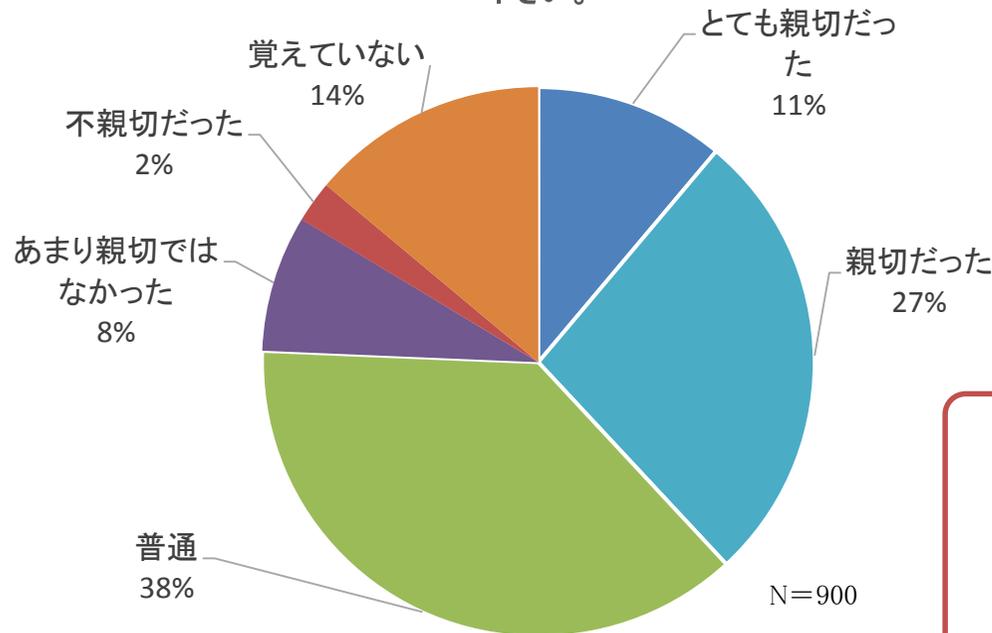
利用者アンケート: 販売スタッフの応対(親切と感じたかどうか)

◎ 販売スタッフがとても親切だった又は親切だったとの回答が約4割(38%)を占める。

(不親切又はあまり親切ではなかったとの回答は約1割)

電話勧誘販売・訪問販売で契約した回答者に限ると、とても親切だった又は親切だったとの回答が約3割(27.2%)となる(不親切又はあまり親切ではなかったとの回答は16.2%)。

説明時の販売スタッフの応対について最も当てはまるものを選んで下さい。



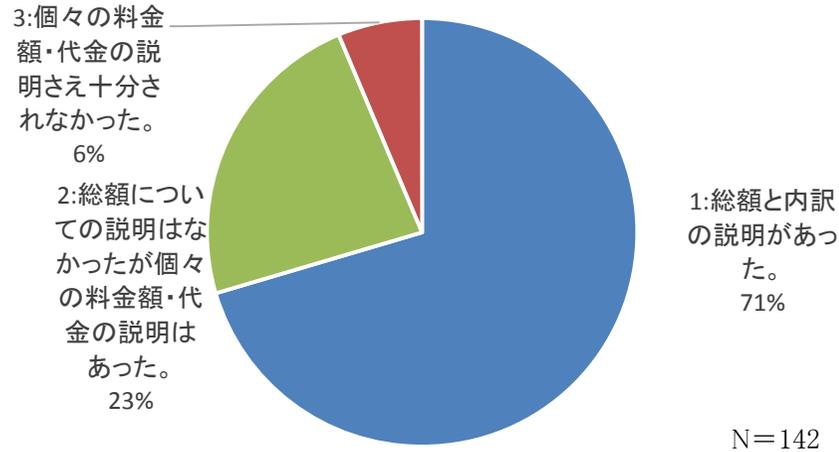
	電話勧誘又は訪問販売	それ以外
とても親切だった	4.2%	13.0%
親切だった	23.0%	28.1%
普通	45.5%	35.4%
あまり親切ではなかった	13.6%	6.5%
不親切だった	2.6%	2.4%
覚えていない	11.0%	14.7%
	191	709

構成員限り

覆面調査：総額に関する説明状況

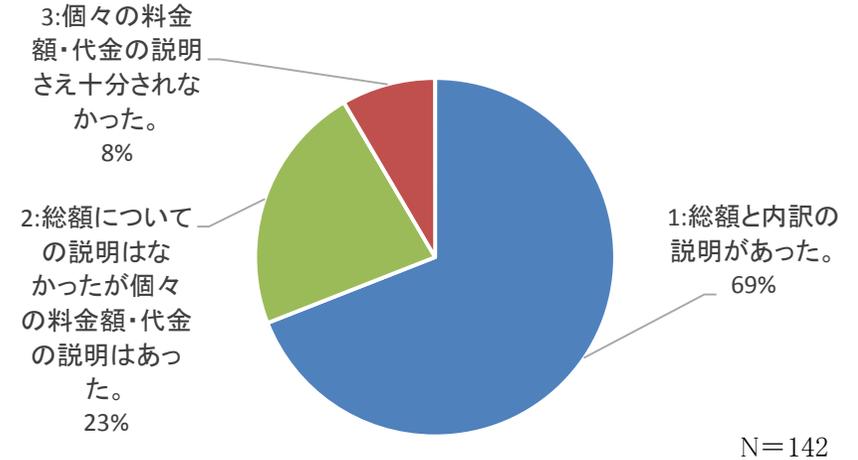
◎ 中間報告において改善・検討事項とした総額及び内訳の説明は約7割の調査例で実態として行われていた。

通信料金に加えてオプション料金など全てを含めた月々の支払額がどのように説明されましたか。



	店舗	電話
1:総額と内訳の説明があった。	69.6%	71.4%
2:総額についての説明はなかったが個々の料金額・代金の説明はあった。	20.3%	27.0%
3:個々の料金額・代金の説明さえ十分されなかった。	10.1%	1.6%
N	79	63

請求初月に発生する初期費用を含めた支払額がどのように説明されましたか。



	店舗	電話
1:総額と内訳の説明があった。	65.8%	73.0%
2:総額についての説明はなかったが個々の料金額・代金の説明はあった。	22.8%	22.2%
3:個々の料金額・代金の説明さえ十分されなかった。	11.4%	4.8%
N	79	63

構成員限り

その他

【MNO】

- 苦情等の総量については、平成29年1～3月を昨年同期と比較すると相当程度(14%)減少しているところ(※)。しかし、絶対数としては依然として高い水準であり、また、スマートフォン等が国民生活のインフラとなっていることも踏まえ、各事業者及び関係業界団体においては苦情等分析や改善事項を含む必要な改善を実施していくとともに、継続的に運用状況を注視し、適時見直しを行っていくことが求められる。総務省としても、運用状況を継続的に注視していくものである。

※ (一社)電気通信事業者協会による苦情分析でも同様の傾向がみられる。

- (一社)全国携帯電話販売代理店協会においては、従前からの消費者保護に係る取組に加えて、消費者保護ルールと関係法令を遵守する旨等を宣言した店舗について認定する「あんしんショップ認定制度」を本年1月に開始したところであり、消費者保護の充実・向上に資することが期待される。

【FTTH】

- 苦情等の総量は平成28年度を通じては減少したと考えられるが、他方で、直近(※)では増加しているところであり、各事業者においては、適正な説明・勧誘・対応の確保のため、継続的に運用状況を注視し、適時見直しを行っていくことが求められる。

※ 平成28年1～3月と平成29年1～3月を比較

- 電話勧誘販売等(訪問販売含む。)を発生元とする苦情等がFTTHサービスの中では最も多いが、販売形態の性質上覆面調査ではその実態を調査することが困難である。それぞれの関係者が取組を進めるに当たって、その他の販売形態のほか、電話勧誘販売等に特に留意する必要がある。
- (一社)テレコムサービス協会のFVNO委員会においては、光卸を利用したFTTHサービスの説明・勧誘の在り方について具体的な検討が進められたところであり、引き続き、消費者保護の充実・向上の観点から取り組んでいくことが期待される。各事業者においては、今回掲げた事項(運用面の改善事項)のほか、同委員会での検討結果を踏まえ、その説明・勧誘方法について必要な見直しを行うこと等により、消費者保護を充実・向上させていく必要があると考えられる。
- 総務省においては、従前から、電話勧誘を受けた際の留意点について消費者向けに周知を行っているが、本年春に、改めて、リーフレットを作成(3万部)し各地の総合通信局等を通じて配布するとともにウェブサイトで公開し周知を図っているところ。また、引き続き、個別の疑い事案があれば調査等を行い、対応していくものである。

(個別対応の例)

報道資料



MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成 29 年 6 月 9 日

光アクセス回線サービスに係る勧誘方法等についての
あくびコミュニケーションズ株式会社に対する指導

総務省は、本日、あくびコミュニケーションズ株式会社及びその販売代理店である株式会社エルアクトに対し、あくびコミュニケーションズ株式会社が消費者向けに提供する光アクセス回線サービスである「AKUBI 光」の電話勧誘において、不適切な勧誘方法が認められたことから、その改善等を求める指導を行いました。

1 事案の概要

(1)あくびコミュニケーションズ株式会社(以下「あくび社」といいます。)が東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社(以下「NTT 東西」といいます。)から光アクセス回線サービスの卸売を受けて消費者向けに提供するサービスである「AKUBI 光」(以下「本件サービス」といいます。)の電話勧誘に関して、総務省及び全国の消費生活センターに苦情相談が寄せられています。その内容によれば、例えば以下のような不適切な勧誘が疑われる事案が多く見られました。

<不適切な勧誘が疑われる事例>

- ・ 自らをあたかも NTT 東西又はそれらの代理店であるかのように名乗り、これにより消費者がこれらの者からの勧誘であると誤認した状態で勧誘が行われていたと考えられる事案
- ・ 本件サービスの料金と乗換元のサービスの料金との比較をせずに、本件サービスの方が安価であると断定した案内をし、これにより消費者が乗換元のサービスの料金よりも本件サービスの料金が安価であると誤認した状態で勧誘が行われていたと考えられる事案

(2)また、総務省に寄せられた苦情のうち、本件サービスの販売を行うあくび社代理店の株式会社エルアクト(法人番号「2290001073576」。以下「本件代理店」といいます。)の電話勧誘において、以下の不適切な勧誘が行われていたことが認められました。

<確認された不適切な勧誘事例(別紙参照)>

- ・ 本件サービスの提供事業者名を知らせず、勧誘の冒頭において、一方的に「NTT の料金明細の件での御連絡です」と伝え、更に「来月からプロバイダ部分の料金を支払わなくても NTT 回線が引き続き利用できるようになる御案内です」と説明し、消費者が契約している NTT 東西のサービスについての連絡であるかのように装って勧誘。その結果、消費者は NTT 東西又はそれらの代理店からの案内であると誤認
- ・ 「今回、切替えや乗換えのお話ではなく、あくまでもプロバイダ部分の料金が来月から不要になるという話」といった事実と異なる虚偽の説明により勧誘
- ・ 現在利用しているサービスの利用料を確認せず、「毎月の利用料金を千円から千五百円ほどお得にして頂けます」と断定した案内をし勧誘

(以下略)

(消費者向け注意喚起の例)

光回線サービスの
電話勧誘トラブルが
多く発生しています!

電話のやりとりだけでも契約が成立*することがあります。注意しましょう。
*電話での契約成立は、適切な説明がされた上で利用者からはっきりと申込みの意思表示をすることが前提です。

「“今より安くなる”ということばかりが強調される」、
「契約の手続きをせかされる」、「勧誘が強引」、
「相手に不安がある」などと感じたら、

■ すぐに契約しない。

■ あいまいな返事をしない。
不要な勧誘はきっぱりと断る。

■ 会社名などの相手の情報を確認する。

■ 勧誘員の言うままにパソコンを操作しない。

■ 家族や公的機関などに相談する。



■ 契約し、契約書面も届いたけど、やっぱり解約(キャンセル)したい…。

⇒初期契約解除制度などにより、契約直後の一定期間であれば解約が可能。事業者にすぐ確認しましょう。相談は裏面の窓口まで☎



NTT東西に電話し、又はそのホームページから入手する【転用承諾番号】を勧誘相手に伝えると、NTT東西のフレッツサービスが解約となり、他の事業者の光回線サービスに簡単に切り替わることがあります。



NTT東西の固定電話が廃止になるので光回線への切替えが必要ですので、事実と異なる勧誘が行われているケースがあります。併せて注意しましょう。

(2枚目略)

【MVNO】

- MVNOサービスの普及が急速に拡大しつつあり、苦情等の総量も増加している。その中では、MVNOサービス特有の要素に起因する事項も多くあると考えられる。各事業者においては、今回の苦情等分析の結果を受け止め、継続的に運用状況を注視し、適時見直しを行っていくことが求められる。
- (一社)テレコムサービス協会MVNO委員会においては、(独)国民生活センターからの報道発表(4月13日)を踏まえ、また、総務省からの要請も受け、MVNOサービス利用に当たっての注意点を記載したチェックリストを作成し発表(4月21日)、周知を図っているところである。引き続き、消費者保護の充実・向上の観点から取り組んでいくことが期待される。各事業者においても、こうした注意点等の利用者への周知を行うこと等により、消費者保護を充実・向上させていく必要があると考えられる。
- 総務省においては、上記注意点等について、ウェブサイトに掲載するとともに、MVNO委員会の非加盟事業者を含めて各事業者に対して送付し利用者に注意喚起するよう促しているところ。また、引き続き、個別の疑い事案があれば調査等を行い、対応していくものである。

【CATVサービス、分離型ISPサービス】

- CATVサービスについては苦情等の絶対数が少なく(平成28年7月～平成29年3月:1.3%)、また分離型ISPサービスについては苦情等の総量が35%減少した(平成28年1～3月及び平成29年1～3月の比較。平成28年7月～平成29年3月全体の苦情等における比率は6.5%)。
- 引き続き、各事業者においては、継続的に運用状況を注視し、適時見直しを行っていくことが求められる。
- CATVサービスについて、(一社)日本ケーブルテレビ連盟において消費者保護の充実の観点から情報共有等の取組が行われており、引き続き、今回のモニタリングの指摘事項や結果の共有等に取り組んでいくことが期待される。分離型ISPサービスについても、(一社)日本インターネットプロバイダー協会において、同様の取組が行われていくことが期待される。

報道資料



平成 29 年 6 月 21 日

MVNO サービスに係る業務についての スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社に対する指導

総務省は、本日、スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社に対し、同社が消費者向けに提供する MVNO サービスである「Smart Mobile Phone」に係る業務において、消費者保護規律に違反する事案等が認められたことから、その改善等を求める指導を行いました。

1 事案の概要

- (1) スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社(以下「スマートモバイルコミュニケーションズ社」といいます。)が代理店等を通じて消費者向けに提供する MVNO サービスである「Smart Mobile Phone」(以下「本件サービス」といいます。)に関して、総務省及び全国の消費生活センターに苦情相談が寄せられています。
- (2) 本件サービスに係るスマートモバイルコミュニケーションズ社の業務において、
 - ・ 連絡・確認不足等の業務上の不注意により、利用者が解約を求めたものの解約処理が適切に行われなかった事案
 - ・ 利用者からの問合せに対する処理が適切かつ迅速に行われなかった事案
 - ・ 初期契約解除制度についての誤案内が行われた事案等が認められました。
- (3) これらは、スマートモバイルコミュニケーションズ社が電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」といいます。)第 1 条に規定する利用者利益の保護の趣旨に照らして不適切な状況が発生させ、また、法第 26 条に規定する説明義務、法第 27 条に規定する苦情等処理義務に違反していると認められるほか、法第 27 条の 2 第 1 号に規定する不実告知の禁止、法第 27 条の 3 に規定する媒介等業務受託者に対する指導措置義務に違反していると疑われるものであり、スマートモバイルコミュニケーションズ社に対し、下記のとおり本件サービスに係る業務の改善等を求める行政指導を実施しました。

2 指導内容

- (1) 業務上の不注意に起因する消費者トラブルについて、同様の事案を多数発生させていることから、利用者利益の保護のための適切な措置が講ぜられていたとは認められないため、速やかに適切な措置を講ずること。特に、解約手続に係る消費者トラブルが多いため、解約手続の運営方法の改善等を徹底すること。
- (2) コールセンター業務を外部業者に委託するに当たっては、適切な業者を選定するとともに、スマートモバイルコミュニケーションズ社の責任において当該コールセンター業務が適切に運用されるよう必要な監督を実施し、適切な苦情等処理が行われるよう徹底すること。

- (3) 本件サービスの通信品質、端末の割賦契約等について、消費者が理解できる形での説明が行われていない、又は不適切な説明が実施されている疑いがあることから、消費者が正しく本件サービス内容等を理解できるよう、トークスクリプトを含む代理店マニュアルの改善を徹底し、特に以下の事項に留意すること。
 - ・ 本件サービスの通信品質の説明に当たって、卸元である MNO のサービスの品質を殊更に強調して説明することは、消費者が、本件サービスが当該 MNO のサービスと同等であると誤認するおそれがあることから、本件サービスと当該 MNO のサービスの品質が異なる場合には、その内容を明示することが重要であること。
 - ・ 本件サービスとセットで販売を行う端末について、端末の支払いが実質 0 円であることを殊更に強調し、無料、プレゼント等と説明することは、消費者に端末の割賦契約が締結される旨が正しく認識されず、通信契約を解約する際に当該割賦契約に基づき端末代金の残債を支払う必要があること等の認識不足による解約トラブルにつながるおそれがあることから、セット販売を行う際には、通信契約の解約に伴い上記のような残債の支払が必要となること、又はその費用を明示することが重要であること。
- (4) 法第 26 条に規定する説明義務、法第 27 条に規定する苦情等処理義務、法第 27 条の 2 第 1 号に規定する不実告知の禁止及び法第 27 条の 3 に規定する媒介等業務受託者に対する指導措置義務の遵守を徹底すること。これらの取組に当たっては、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン(平成 28 年 3 月(平成 29 年 1 月最終改訂))」を十分に参照すること。
- (5) スマートモバイルコミュニケーションズ社が提供する電気通信役務において、今後このような不適切な事案が生じることがないように、上記の指導を踏まえ、再発防止措置を速やかに講じ、当該再発防止措置の内容については、平成 29 年 7 月 21 日までに、総務省へ文書で報告すること。

総務省は、今後も、電気通信サービスの業務の適正化に努めてまいります。

【参考】MVNO 利用に係る注意喚起

独立行政法人国民生活センターは、MVNO 事業者が提供する携帯電話端末サービスに関する相談が増加しているとして、その利用に当たっての注意喚起を促す報道発表を行っています。

総務省は、本報道発表を受け、一般社団法人テレコムサービス協会に対し、MVNO サービスの利用に当たっての注意点をまとめ利用者に周知するよう要請し、同協会は、注意事項とアドバイスをチェックポイント形式でまとめ公表しています。掲載ページは以下のとおりですので御参照ください。

- ・ 一般社団法人テレコムサービス協会「MVNO サービスの利用を考えている方へのご注意とアドバイス」(平成 29 年 4 月 21 日公表)
http://www.telesa.or.jp/committee/mvno_new/rel20170421_01
- ・ 国民生活センター「こんなはずじゃなかったのに! “格安スマホ” のトラブルー料金だけでなく、サービス内容や手続き方法も確認しましょうー」(平成 29 年 4 月 13 日公表)
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20170413_1.html

報道資料

MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

平成 29 年 4 月 26 日

**プラスワン・マーケティング株式会社に対する
電気通信サービスに関する広告表示に係る措置(指導)**

総務省は、本日、プラスワン・マーケティング株式会社に対し、電気通信サービスに関する
広告表示について、より分かりやすい情報の提供と適正な表示を行うよう指導しました。

1 経緯

(1) 電気通信サービスは、国民生活に欠くことのできないインフラになっており、電気通信事業者が提供するサービスの広告表示において、その内容を利用者に明確に伝え、利用者自らが適切なサービス選択を行えるよう努めることは、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 1 条の目的である利用者の利益の保護に資するものです。

(2) しかしながら、プラスワン・マーケティング株式会社が提供する「FREETEL SIM」の広告において、遅くとも平成 28 年 11 月 30 日から同年 12 月 22 日までの間に行った①通信速度に係る表示、②SIMカードの販売数量のシェアに係る表示及び③特定のアプリの通信料に係る表示について、適切な表示が行われておらず、利用者自らの適切なサービス選択に関し、利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障を生じるおそれがあったと考えられるものがありました。

2 措置内容等

総務省は、プラスワン・マーケティング株式会社に対し、作成する広告において、利用者が誤認するおそれのない分かりやすい情報の提供と適正な表示を行うよう指導するとともに、同社において、再発防止策を取りまとめ、平成 29 年 5 月 25 日(木)までに報告するとともに、その実施の徹底を図るよう指導しました。

総務省は、引き続き、電気通信サービスの利用者利益の保護に努めてまいります。

※ADSLサービスでも
同様の事例あり
(3月28日指導・公表)

平成29年度のモニタリング

① 苦情等傾向分析

- ・総務省及び全国の消費生活センター等で受け付けた苦情等の傾向分析を継続実施
- ・関係業界団体に引き続き協力を依頼

② 実地調査等(覆面調査、利用者アンケート、事業者へのヒアリング)

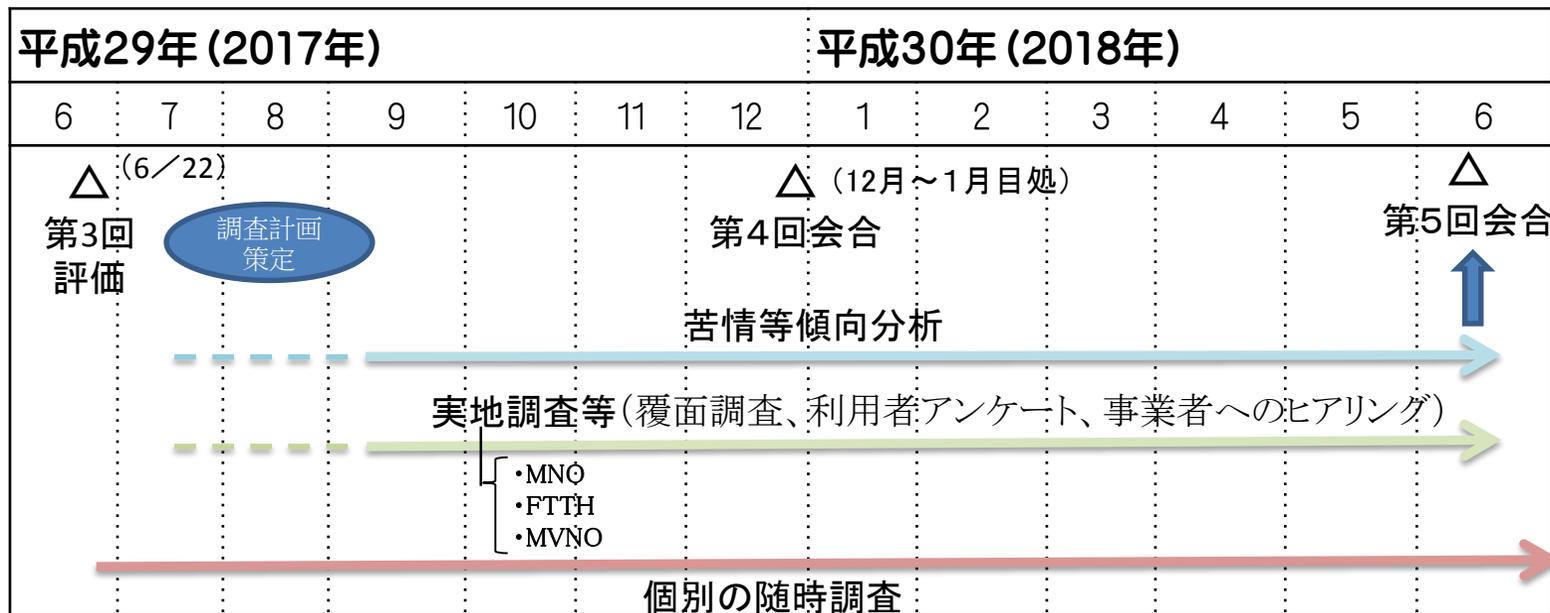
- ・MNO、FTTHについては、引き続き、定点観測として実施

※FTTHについては、28年度の調査対象外の事業者を中心に実施する方向で検討

- ・MVNOについて新たに実施する
- ・優良事例の発掘も引き続き実施

③ 改善事項等のフォローアップ

- ・28年度モニタリングで指摘した改善事項に係る各事業者の取組及び関係業界団体の自主的改善事項等を引き続きフォローアップする



ご静聴ありがとうございました。

ご質問、ご意見を承ります。